

本資料使用時の留意点について

本資料を利用するには以下の点にご留意願います。

- 1 条例上の保険料基準額(年額)及び保険者名等は、平成15年4月1日現在のものです。
- 2 条例上の保険料基準額(年額)を12で除して、1円未満を四捨五入した数値を「月額相当」と示していますが、端数処理の関係で、市町村が公表している数値とは異なる場合があります。
- 3 第1号被保険者一人当たり給付額は、次式により算出してあります。

$$\frac{\text{介護給付・予防給付・高額介護サービス費の合計額}}{\text{(平成15年4月～9月サービス分の累計)}} \div \frac{\text{各サービス月末現在の第1号被保険者数}}{\text{(平成15年4月末～9月末現在の累計)}}$$

- 4 平成15年4月から11月までの間に市町村合併を行った保険者については、旧保険者の数値を合算して再集計を行い、合併後の保険者としての値を記載してあります。
エクセル表では、該当保険者の左端のセルに「注」という文字を、また備考欄には詳細を記載してあります。
- 5 介護保険を広域連合等で運営している場合は、備考欄に構成市町村名を記載してあります。
- 6 檜山北部広域連合及び沖縄県介護保険広域連合については、市町村ごとに異なる保険料額を設定しています。そのため、各保険料額ごとに備考欄に構成市町村名を記載してあります。